

墨田区告示第166号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 指定納付受託者
東京都港区台場二丁目3番2号
ユーシーカード株式会社
- 2 指定納付受託者が納付する歳入の種類
(1) 国民健康保険料及びこれに係る延滞金
(2) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金
(3) 介護保険料及びこれに係る延滞金
- 3 指定納付受託者が納付の対象とするもの
次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカードによる納付
(1) V I S A
(2) M a s t e r c a r d
- 4 指定する期間
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで